

## 教育方法の特例の適用変更に関する申合せ

平成 18年 3月 1日  
医歯薬学総合研究科教授会

社会人特別選抜試験により入学した学生、その他教育上特別の必要があると認められる学生については、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程第19条の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うこと（以下「教育方法の特例」という。）となっている。

この教育方法の特例の適用変更に関しては、当分の間、以下のとおり取り扱う。

1. 社会人特別選抜試験により入学した有職学生が在学中に離職した場合には、教育方法の特例を適用しないことを希望することができる。
2. 一般選抜試験により入学した学生が在学中に就職等した場合には、次のいずれかに該当する場合に限り、教育方法の特例の適用を希望することができる。
  - (1) 修了要件に必要な単位を修得していること。
  - (2) その他特別の理由があること。
3. 上記1・2の変更を希望する場合は、所定の様式により指導教授を経て医歯薬学総合研究科長へ願い出て、許可を受けなければならない。

※参考：長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（抜粋）  
（教育方法の特例）

第19条 社会人特別選抜試験により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。